



2 学校評価のねらい

学校評価ガイドラインには、児童生徒にとってのより良い教育活動をめざして取り組まれる学校評価のねらいが、四つ示されています。

<p>学校改善</p> <p>各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、<u>目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。</u></p>	<p>連携協力</p> <p>各学校が、保護者、地域住民等から<u>理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。</u></p>
<p>説明責任</p> <p>各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による<u>評価の実施とその結果の公表・説明</u>により、適切に説明責任を果たす。</p>	<p>教育の質の保証・向上</p> <p>設置者等が、学校評価の結果に応じて、<u>学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じる</u>ことにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。</p>

企業等は、顧客のニーズに応えるサービスや商品の提供を行うために組織マネジメントを運用しています。この手法を「学校運営」に導入することで、客観的分析を基にした目標の設定及び実現についての自己点検・評価、学校経営の組織的・継続的改善を行おうとするのが学校評価です。

学校の自由裁量権が拡大してきた今だからこそ、児童生徒のより良い成長のために、明確な学校ビジョンを描き、その取組の成果を保護者や地域住民等にきちんと説明することが必要とされるようになってきたのです。



3 学校評価の実施手法

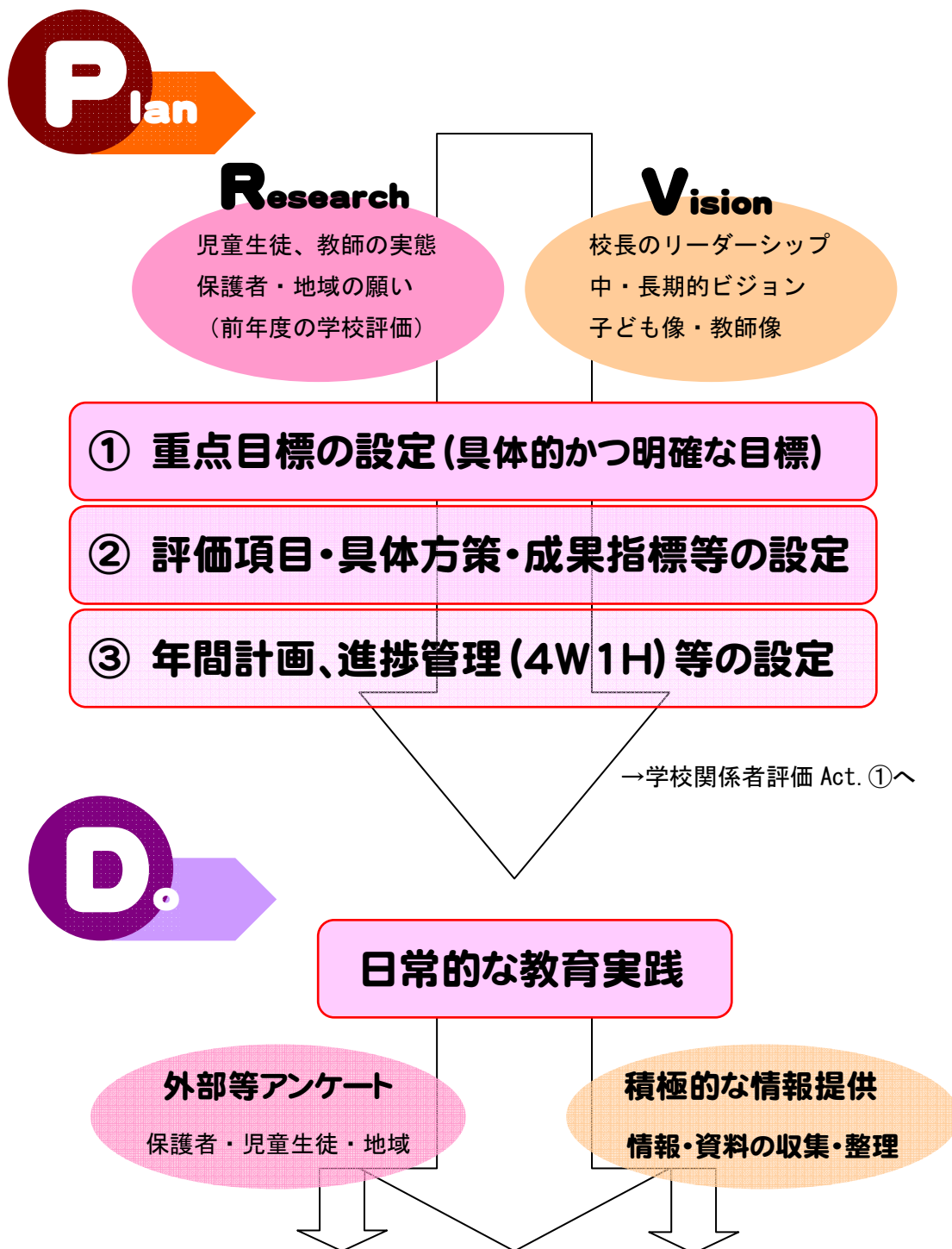
学校評価ガイドラインでは、学校評価の実施手法を以下の三つの形態に整理しています。

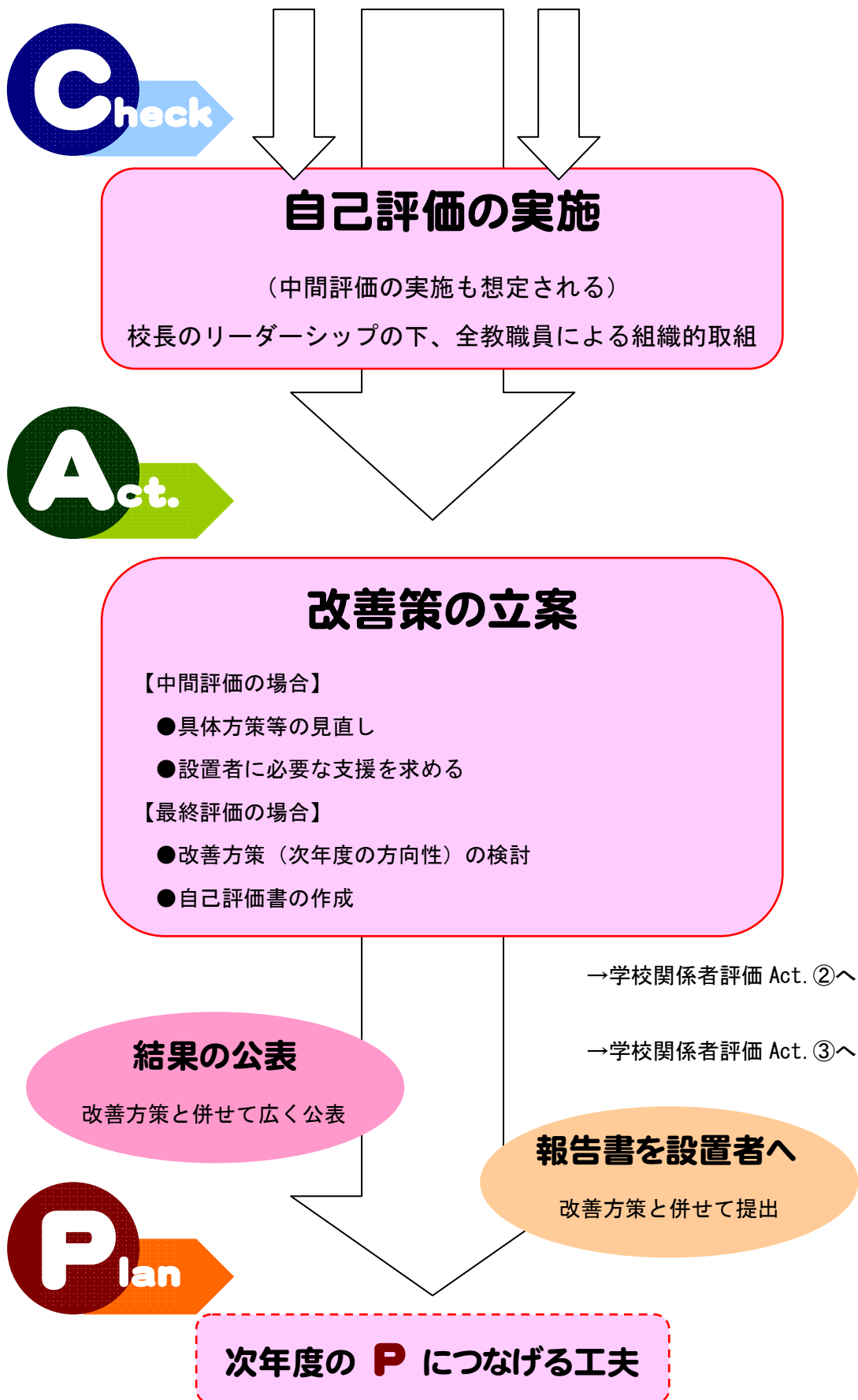
学校評価の実施手法	自己評価
	学校評価の最も基本となるもの。校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、 <u>設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等</u> について評価を行うもの。法令上、実施義務がある。
	学校関係者評価
	学校関係者などで構成された委員会等が、その学校の教育活動の <u>観察や意見交換等</u> を通じて、 <u>自己評価の結果について評価</u> することを基本として行うもの。学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、 <u>自己評価と有機的・一体的に位置付ける</u> 。法令上、実施の努力義務がある。設置者が学校管理規則で実施を規定している場合もある。
	第三者評価
	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、 <u>専門的視点から評価</u> を行うもの。法令上、 <u>実施義務や実施の努力義務を課すものではない。</u>

(1) 自己評価の具体的手順



自己評価実施のポイントは、精選された重点目標を設定し、それに基づく評価（評価項目の設定）、評価結果に基づく改善方策の立案というPDCAサイクルによる運用です。





(2) 学校関係者評価の具体的手順



学校関係者評価実施のポイントは、積極的な情報提供を基に自己評価の結果に対する評価をいただき、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動を促すことで、連携協力による学校運営の改善の実効性を高めることです。

※ 学校関係者評価委員には、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、異校種学校・隣接学校の教職員などが考えられる。また、高等学校においては企業の人事担当者や大学関係者、特別支援学校においては医療機関や授産施設関係者なども想定される。

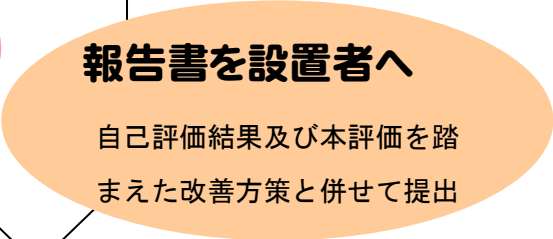
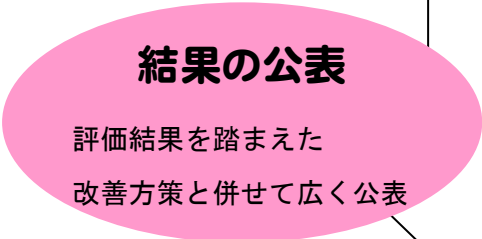
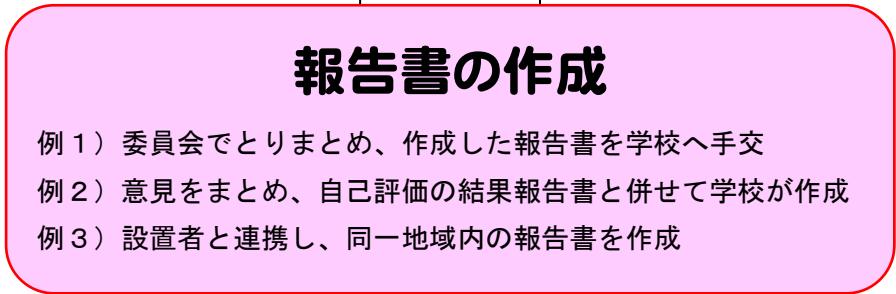
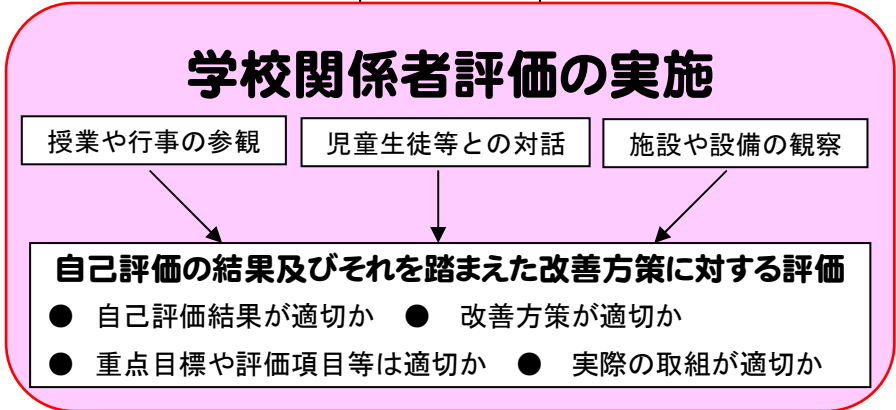


学校関係者評価委員会を組織

設置者との連携により、同一地域内の複数の学校ごとに委員会を設置する場合があります。(西海市の例を60ページに後述しています。)

委員への説明

- 重点目標など具体的な目標や計画
 - 前年度までの学校評価の結果及びそれらを踏まえた改善状況
 - 本年度の自己評価の評価項目やその取組内容
- ※ その他、実施に必要と考えられる資料の積極的提示



(3) 第三者評価の具体的事例



第三者評価実施のポイントは、自己評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実させる観点から学校と設置者が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではないということです。

実施に当たっては、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等に応じて、評価の実施体制は、柔軟に対応することができます。

実施体制の例

(ア) 学校関係者評価充実型

学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行います。

(イ) 隣接学校協力型

例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行います。

(ウ) 外部専門家チーム型

学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行います。

※学校や地域の実情に応じ、(ア) (イ) (ウ) 以外の多様なパターンが想定されます。本県でも(ア) + (イ) 型の取組を実施している設置者・学校があります。(60 ページ参照)

第三者評価者の例

- 教育学等を専門とする大学教授等
- 校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者
- 教育委員会の指導主事・管理主事、他の学校の教職員等、学校の教育活動等に造詣の深い者
- 学校運営に関連する知見を有する民間研究機関（調査研究機関、NPO法人等）の構成員
- PTAや青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者
- 組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員

第三者評価の実施に際しては、自己評価と学校関係者評価が十分に機能していることが前提です。学校改善のため、システム全体の充実のためなどの目的を明確にした上で、設置者と学校が実施の可否を判断をしていくことが大切です。

実施する場合は、先に述べたとおり、地域や学校の実情にあった第三者評価の在り方を検討し、それにふさわしい評価者を選定することとなります。実施時期や日程等の設定に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないように配慮する必要があります。また、評価者の負担についても同様です。